

2021年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則

※下線部分：改正箇所

| 2021年統一規則  | 2020年統一規則   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">総 則</p> <p>2021年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその細則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2021年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則</u>、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバー、チーム（エントリー）およびエンジンチューナーに対する3つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第6条 参加車両</p> <p>1. <u>2021年JAF国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ（SFL）車両規定に適合した車両</u>およびJAFが特に認めた車両とする。<br/>車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。</p> <p>2. ～9. （略）</p> <p>第7条～第14条 （略）</p> <p>第15条 インシデント</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>8. <u>スタート進行中を含めた決勝レースで</u>執行される罰則は、以下の通りとする。</p> <p>1) <u>タイムペナルティは、次の4つとする。</u></p> <p>① <u>5秒間のタイムペナルティ：</u><br/><u>競技結果に対して5秒を加算する。</u></p> <p>② <u>10秒間のタイムペナルティ：</u></p> | <p style="text-align: center;">総 則</p> <p>2020年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその細則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2020年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則</u>、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバー、チーム（エントリー）およびエンジンチューナーに対する3つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第6条 参加車両</p> <p>1. <u>2020年JAF国内競技車両規則第1編第12章スーパーフォーミュラ・ライツ（SFL）車両規定に適合した車両</u>およびJAFが特に認めた車両とする。<br/>車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。</p> <p>2. ～9. （略）</p> <p>第7条～第14条 （略）</p> <p>第15条 インシデント</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>8. <u>スタート進行中を含めた決勝レース中</u>に執行される罰則は、以下の通りとする。</p> <p>1) <u>レース中に課されるタイムペナルティは、次の2つとする。</u></p> |

競技結果に対して10秒を加算する。

③ ドライビングスルーペナルティ：

(略)

④ ペナルティストップ：

(略)

2) (略)

9. コントロールラインで、本条項8.1) ③および④のタイムペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

10. (略)

11. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了し、本条項8.1) ③および④のタイムペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライビングスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライビングスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) ~ 3) (略)

12. ~13. (略)

第16条~第20条 (略)

第21条 ピットエリア

1. ~7. (略)

8. (削除)

8. ~9. (略)

第22条~第23条 (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. 排気音量：

① ドライビングスルーペナルティ：

(略)

② ペナルティストップ：

(略)

2) (略)

9. コントロールラインでタイムペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

10. (略)

11. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了しタイムペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライビングスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライビングスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) ~ 3) (略)

12. ~13. (略)

第16条~第20条 (略)

第21条 ピットエリア

1. ~7. (略)

8. コースから離れようとする、または、自己のピットもしくはパドックに戻ろうとするドライバーは、安全を確かめた上で、その意志を合図しなければならない。

9. ~10. (略)

第22条~第23条 (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. 排気音量：

|  |   |
|--|---|
| <p>1) すべての車両は当該年のJ A F国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ(S F L)車両規定に規定された排気音量値を満足しなければならず、必要な場合は消音器を取り付けなければならない。</p> <p>2) ~ 4) (略)</p> <p>3 . (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 一般安全規定</p> <p>1. ~ 8. (略)</p> <p>9. すべてのドライバーは、F I A国際競技規則付則H項に定められたピットレーン通過速度(最高60km/h)を遵守しなければならない。</p> <p>10. ~18. (略)</p> <p>第27条~第39条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>1) すべての車両は当該年のJ A F国内競技車両規則第1編第12章スーパーフォーミュラ・ライツ(S F L)車両規定に規定された排気音量値を満足しなければならず、必要な場合は消音器を取り付けなければならない。</p> <p>2) ~ 4) (略)</p> <p>3 . (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 一般安全規定</p> <p>1. ~ 8. (略)</p> <p>9. すべてのドライバーは、F I A国際競技規則付則H項に定められたピットレーン通過速度(最高60km/h)を遵守しなければならない。<u>この条項に違反した場合は、原則として競技結果に影響する罰則が課せられる。</u></p> <p>10. ~18. (略)</p> <p>第27条~第39条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|--|---|